

## 行動計画策定

社員が仕事と育児および介護を両立させることができ、また女性の活躍の場を拡大し社員全員がやりがいをもって働きやすい環境をつくることによって全ての社員がその能力を十分に発揮出来る様にする為、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和4年2月1日から令和11年6月30日までの7年間

2 内容

目標1 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として、育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直しを行う。

<対策>

- ・令和4年2月 目標達成に向けた社内の情報収集を行う。
- ・令和4年8月 代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直しに向けた検討を行う。
- ・令和5年8月 代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直しを行う。
- ・令和6年8月 過去の実績を踏まえ再度見直しを行う。

目標2 労働者が子どもの看護のための休暇について、始業の時刻から連続せず、かつ、終業の時刻まで連続しない時間単位での取得を認める等より利用しやすい制度の導入。

<対策>

- ・令和4年2月 制度の整備に向けた情報収集を行う。
- ・令和4年8月 子どもの看護のための休暇を始業時刻および終業時刻に連続しない時間単位での取得ができる制度を整備し、社員に周知させる。
- ・令和5年8月 社員に再度周知を図る。
- ・令和6年8月 社員に再度周知を図る。

目標3 将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等についてのパンフレットを作成し、全従業員に配布し制度の周知を図る。

<対策>

- ・令和6年7月 従業員へのアンケート調査、検討開始。
- ・令和6年8月 制度に関するパンフレットの作成・配布、研修や社内報にて全従業員に周知させる。
- ・令和7年6月 社員に再度周知を図る。
- ・令和8年6月 社員に再度周知を図る。
- ・令和9年6月 社員に再度周知を図る。
- ・令和10年6月 社員に再度周知を図る。
- ・令和11年6月 社員に再度周知を図る。